

淑徳大学不当解雇事件の勝利和解および不当労働行為救済命令取消訴訟についての最高裁上告受理申立に対する不受理の決定について

2020年3月11日、最高裁第二小法廷は、学校法人大乘淑徳学園（淑徳大学等を設置）が中央労働委員会の不当労働行為救済命令（2018年10月4日付）の取消を求めた行政訴訟において、法人の上告受理申立を不受理とする決定を下しました。また、1月21日には国際コミュニケーション学部の改組転換を理由とした教授三名の解雇を全員撤回し、一名は2020年4月より職場復帰させるという内容での和解が成立しました。これをもって、淑徳大学の不当労働行為事件と不当解雇事件は、ひとまず解決したこととなります。

東京私大教連と淑徳大学教職員組合は、本日、今回の事件解決にあたって下記の声明を発表しました。報道関係者の皆様にご案内する次第です。

〔発表した声明〕

◇「淑徳大学不当解雇事件の勝利和解および不当労働行為救済命令取消訴訟についての最高裁上告不受理決定の御報告と御礼」

〈東京私大教連について〉

東京私大教連（中央執行委員長：白井那彦青山学院大学教授）は、私立大学の豊かな発展をめざして1979年4月28日に結成されました。首都圏1都9県（東京、神奈川、埼玉、千葉、茨城、群馬、栃木、新潟、長野、山梨）の私立大学・短大の教職員組合で構成する連合体です。現在75大学・短大、組合員約1万人が加盟しています。上部団体は日本私大教連。

〈問い合わせ先〉

新宿区高田馬場2-5-23 第1桂城ビル3F 東京私大教連

担当者 田中直 TEL 03-3208-8701 FAX 03-3208-0430 mail tanaka@tfpu.or.jp

淑徳大学不当解雇事件の勝利和解および不当労働行為救済命令取消訴訟についての最高裁上告不受理決定の御報告と御礼

1. 三教授全員の解雇撤回と一名の職場復帰

2017年3月に淑徳大学国際コミュニケーション学部廃止を理由に解雇された三教授と、淑徳大学を運営する学校法人大乘淑徳学園（以下、法人）は、2019年12月および2020年1

月に東京高裁にて和解いたしました。この事件について、2019年5月に東京地裁が解雇を不当と認定し、三教授の地位確認と賃金支払いを命令する判決を交付しました。法人はこれを不服として東京高裁に控訴していましたが、東京高裁が原判決維持（法人の控訴棄却）を強く示唆したことを受けて和解に応じ、三教授の解雇を撤回しました。また2017年3月以降の未払い給与（定昇分および一時金を含む）を支払い、二名の原告には解決金も支払いました。残る一名のポール・ジグラール氏は、2020年4月に淑徳大学教授職に復職しました。しかし所属学部、担当講義は確定していません。ジグラール氏の所属学部と担当講義を速やかに確定させ、不当解雇以前と同様の大学教員としての地位・職務を回復することが、今後の課題となります。

2. 淑徳大学教職員組合への法人の不当労働行為が最高裁で認定

2020年3月11日、最高裁判所第二小法廷は不当労働行為（団交拒否・支配介入）救済命令の取消を求める法人の上告受理申立を不受理とする決定を出しました。法人の上告受理申立は、不当労働行為救済命令の正当性を認めた東京地裁、東京高裁の判決を不服としたものでした。この最高裁の不受理決定は、法人の不当労働行為を司法が三審とも認定したという点で、極めて意義のあるものです。

この行政訴訟で争われた法人の不当労働行為は、以下の内容です。

淑徳大学教職員組合（以下、組合）は、淑徳大学国際コミュニケーション学部の募集停止を理由に、同学部教員に対して解雇が予告された事態を受けて2015年3月に結成され、東京地区私立大学教職員組合連合（以下、東京私大教連）に加盟しました。しかし組合に対し、法人は以下のような異常な不当労働行為を繰り返しました。

(1)法人は、大学構内での組合活動は就業規則違反であるとして一律に禁止する通知を組合に発し、違反した場合の懲戒処分を示唆しました。また、東京私大教連が組合に送付した郵便物の取次ぎを拒否し、これを返送あるいは組合委員長の自宅に着払いで転送するなど、組合と東京私大教連との円滑な連絡を妨害する行為を繰り返しました。さらに団交申し入れ等の日常の連絡も、文書郵送以外は認めないとするなど、異常な組合否認にもとづく支配介入を続けました。

(2)法人は、組合の団交申し入れに対し、当初「場所は学外、時間は1時間、出席者は三名程度、録音は禁止」等とする一方的な開催条件に固執し、組合がこれに従わない限り交渉を行わないとする団交拒否を行いました。その後、場所は学内とするものの出席者は学内の者に限るなどの、組合が受け入れられない条件に固執し、組合結成から解雇を強行するまで一度も団交に応じませんでした。

東京都労働委員会（以下、都労委）は2016年11月に法人に対して、不当労働行為を直ちに止め、団体交渉に応じるよう命令を交付しました。次いで法人が再審査申立を行った中央労働委員会（以下、中労委）も2017年10月に、法人に対して都労委命令を履行せよとの命令を交付しました。さらに法人が中労委命令の取り消しを求めた行政訴訟において、2019年2月、東京地裁は中労委命令の正当性を認定する判決を下しました。そしてこの判決を不服

とする法人の控訴に対して、2019年8月東京高裁も、東京地裁判決、ひいては都労委、中労委命令の正当性を改めて認定する判決を下しました。今回、最高裁はこれを不服とした法人の上告受理申立を不受理としたものです。

最高裁の決定を受け私たちは、淑徳大学のすべての教職員の地位と権利の保障、教育・研究・労働条件の改善をめざして、法人と交渉を進めていく所存です。

末尾ながら、ここまで三教授および淑徳大学教職員組合を見守り、支援して下さった方々に心より御礼申し上げます。

2020年4月7日

東京地区私立大学教職員組合連合
淑徳大学教職員組合